

## 五泉市 AI-OCR・RPA サービス利用契約書（案）

五泉市（以下「発注者」という。）と●●●（以下「受注者」という。）とは、五泉市 AI-OCR・RPA サービス利用について、下記条項を双方合意のうえ契約を締結する。

### （総則）

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき、AI-OCR・RPA サービスを発注者に提供するものとする。

### （利用期間）

第2条 本システムの利用期間は、令和6年6月1日から令和7年3月31日までとする。

### （初期費用および使用料等の額）

第3条 発注者は、本システムの利用に係る費用（以下「使用料」という。）について、月額●●●円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額●●●円）を受注者に支払うものとする。

### （支払条件）

第4条 発注者は、契約締結日から令和6年5月31日までのシステム運用開始前の期間は、準備期間とし、受注者への使用料は支払わないものとする。

- 2 発注者は、初期費用については作業等の完了確認後に支払うものとし、使用料については毎月の末日を締めとして毎月受注者に支払うものとする。
- 3 発注者は、受注者より適正な支払請求書を受領したときは、30日以内に所定の使用料を受注者に支払うものとする。

### （再委託）

第5条 受注者は、発注者の事前の承諾なしに、本システムを第三者に委託してはならない。

- 2 受注者は前項により第三者に本システムを委託する場合は、当該第三者に対し、第7条所定の守秘義務その他本契約上必要となる事項を遵守させなければならない。

### （実地調査等）

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、本システムの実施状況について随時実地に調査し、受注者に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(秘密の保持)

第7条 発注者及び受注者は、本システムに関して知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(事故発生の報告)

第8条 受注者は、本システムの履行に関し事故が生じたときは、速やかにその状況を発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、情報の漏えい、滅失、き損等の事故が発生したときは、当該情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況を詳細に記載した書面により速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(契約内容の変更)

第9条 本契約の内容を変更する場合は、当該変更内容につき事前に発注者受注者協議の上、別に変更契約を締結することによらなければならない。

(権利義務譲渡の禁止、承継)

第10条 発注者及び受注者は、相手方の事前の書面による同意によらず、本契約の履行に伴う権利及び義務の全部もしくは一部を第三者に承継もしくは譲渡してはならない。

(契約の解除)

第11条 発注者及び受注者は、必要があるときは協議のうえ、この契約を解除することができる。

- 2 発注者又は受注者は、相手方がこの契約の各条項に違反したとき、又は相手方の責に帰すべき原因により本システムを継続し難いと認められるときは、この契約を解除することができる。
- 3 前2項の規定により契約を解除した場合において、本システムの履行部分があるときは、発注者は、当該履行部分を検査のうえ、相当と認める金額を受注者に支払うものとする。
- 4 発注者又は受注者は、第2項の規定により契約を解除したときは、相手方に対しその損害の賠償を請求することができる。

(損害賠償)

第12条 発注者又は受注者は、本契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、相手方に対して損害賠償を請求することができる。

(資料等の返還)

第 13 条 受注者は、契約が終了したとき、もしくは、第 1 1 条第 1 項又は第 2 項の規定により契約が解除されたときは、本システムの履行に関し発注者から提供を受けたすべての資料を、速やかに発注者に返還しなければならない。

(専属的合意管轄)

第 14 条 本契約に関し訴訟の必要が生じた場合は、被告の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 15 条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、発注者受注者双方が誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

本契約締結の証として本書を 2 通作成し、発注者受注者記名捺印の上各 1 通を保有する。

令和●年●月●日

発注者 新潟県五泉市太田 1 0 9 4 番地 1  
五泉市  
五 泉 市 長 田 邊 正 幸 印

受注者 ●●●  
●●●  
●●● 印